

制定日 令和 8 年 6 月 23 日

大阪市 1 歳児受入枠拡大促進交付金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、第 1 子保育料無償化の実施等により増加が見込まれる保育ニーズに対応するため、特に不足が深刻な 1 歳児の受入枠を増加させ、待機児童ゼロの維持と保育を必要とする全ての児童の入所枠を確保することを目的として交付する大阪市 1 歳児受入枠拡大促進交付金（以下「本交付金」）について必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 保育所 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条第 1 項に規定する保育所（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。）第 3 条第 1 項又は第 3 項の認定を受けた施設及び同条第 10 項の規定による公示がされた施設を除く。）をいう。ただし、大阪市立児童福祉施設条例別表第 1 に掲げる施設を除く。
- (2) 認定こども園 認定こども園法第 2 条第 6 項に規定する認定こども園をいう。
- (3) 家庭的保育事業者 児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項に規定する家庭的保育事業を行う事業者をいう。
- (4) 小規模保育事業者 児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業を行う事業者をいう。
- (5) 事業所内保育事業者 児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項に規定する事業所内保育事業を行う事業者をいう。
- (6) 0 歳児 年度の初日の前日において満 0 歳の児童をいう。
- (7) 1 歳児 年度の初日の前日において満 1 歳の児童をいう。
- (8) 2 歳児 年度の初日の前日において満 2 歳の児童をいう。
- (9) 認可定員 保育所、認定こども園、家庭的保育事業者、小規模保育事業者、事業所内保育事業者（以下「施設等」という。）の設置に当たり認可又は認定され、その後の変更につき適正な手続きを経た定員であり、保育室の面積を勘案して決定されるその施設等の受入上限人数をいう。
- (10) 利用定員 子ども・子育て支援法第 31 条又は第 43 条の規定による確認を行う際に定めるものをいう。
- (11) 基準日 交付金の額を算定する際の基準となる日で、平成 27 年 4 月 1 日のことをいう。ただし、平成 27 年 4 月 1 日以降に設立した施設等はその設立日、増改築や建て

替えを行った施設等はそれに伴う認可変更日を基準日とする。

(12) 面積基準緩和 大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例附則第2項及び大阪市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例附則第4項並びに大阪市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例附則第7項に定める面積の基準を用いて、定員設定を行うことができる規程をいう。

(13) 活用可能スペース 現状の施設等の保育室にあって新たに1歳児の認可定員を増やすことができる空きスペース、又は遊戯室等、施設等が保有する保育室としての認可を受けていない空きスペースのことをいう。ただし、基準日の認可定員に基づく保育室のスペースは除く。

(14) 混合保育 歳児の異なる子どもたちが同じ室内で生活・活動する保育形式のことをいう。

(15) 国面積基準 児童福祉法第45条に規定する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条第2号、第3号及び第6号による面積のことをいう。

(16) 協議上限 施設等において本交付金の対象として見込み得る1歳児の認可定員の増員上限数のことをいう。

(交付対象及び交付金額)

第3条 交付対象は、令和8年4月1日までに認可した本市市域内の施設等とし、交付金額については、増員数1人当たり100万円を支給するものとする。

(交付上限)

第4条 1施設あたりの交付対象となる増員人数の上限は10人までとする。

(交付要件)

第5条 交付金の交付を受けることができる者は、次の各号の要件をすべて満たす施設等を運営する者とする。なお、第4号の「支障が生じない」の判断は、市長が行うものとする。

(1) 基準日以降に1歳児の認可定員及び利用定員の増員手続きを行っていること。ただし、面積基準緩和を利用して増員した場合を除く。

(2) 増員後の1歳児の認可定員数と利用定員数を同数としていること。

(3) 活用可能スペースは、原則として1歳児保育室を活用すること。1歳児保育室の活用が困難な場合に限り、0歳児又は2歳児の保育室の転用等を行うことができることとし、混合保育になるときは、1歳児は0歳児又は2歳児との混合保育に限る。ただし、0歳児保育室を含む保育室等の面積基準の適合の判断にあたっては、国面積基準に適合する場合を含めて取り扱うことができる。

(4) 1歳児の認可定員及び利用定員の増員については、翌年度以降の進級（持ち上がり）に支障が生じない定員設定とすること。

(5) 児童福祉法その他関係法令及び保育士配置基準を満たしていること。

(本市との事前協議)

第6条 本交付金の交付を受けようとする者は、大阪市1歳児受入枠拡大促進交付金交付事前協議書（様式第1号）を本市があらかじめ指定した期日までに提出し、協議を行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第7条第1項の通知を受け、かつ同条第2項の協議上限の範囲内であり、当該協議時の前提条件（保育室の使用区分、面積、配置計画、工事内容、混合保育の運用その他）に実質的な変更がない場合は、再度の事前協議を要しない。

(協議結果通知)

第7条 市長は、前条の協議の申込みがあったときは、当該申込みに係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等に基づいて協議を行い、大阪市1歳児受入枠拡大促進交付金交付協議結果通知書（様式第2号）により、協議結果を通知するものとする。

2 市長は、前項の通知において、協議上限を示すことができる。

(交付申請)

第8条 第7条の協議が成立した者のうち、交付金の交付を受けようとする者は、大阪市1歳児受入枠拡大促進交付金交付申請書（様式第3号）を、本市があらかじめ指定した期日までに市長に提出しなければならない。

(交付決定及び通知)

第9条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、交付金の交付を決定したときは、大阪市1歳児受入枠拡大促進交付金交付決定通知書（様式第4号）により交付金の交付の申請を行った者に通知するものとする。

2 市長は、前項の調査の結果、交付金を交付することが不適當であると認めたときは、理由を付して、大阪市1歳児受入枠拡大促進交付金不交付決定通知書（様式第5号）により交付金の交付の申請を行った者に通知するものとする。

3 市長は、交付金の交付申請の提出期限から60日以内を標準的な処理期間とし、当該申請に係る交付金の交付の決定又は交付金を交付しない旨の決定をするものとする。

4 前項の規定は、交付申請に不備がない場合に適用し、交付申請に不備があるときは、不備が補正された日の翌日から60日以内に交付決定又は交付金を交付しない旨の決定

をするものとする。

(申請の取下げ)

第 10 条 交付金の交付の申請を行った者は、前条第 1 項の規定による通知を受領した場合において、当該通知の内容によりこれに付された条件に不服があり申請を取り下げようとするときは、大阪市 1 歳児受入枠拡大促進交付金交付申請取下書（様式第 6 号）により申請の取下げを行うことができる。

2 申請の取下げをすることができる期間は、交付決定通知書を受けた日の翌日から起算して 10 日とする。

(交付の時期等)

第 11 条 市長は、第 9 条第 1 項の交付の決定を受けた者（以下「交付事業者」という。）が、第 17 条の規定による交付金の額の確定を経た後に、交付事業者に請求を受けた日から 30 日以内に当該請求にかかる交付金を交付するものとする。

(維持義務)

第 12 条 交付事業者が本交付金を受けた場合、交付決定時における 1 歳児の認可定員及び利用定員については、交付決定の翌年度から 5 年間、同定員を下回る（以下、「減員」という。）ことなく、維持しなければならない。

2 交付事業者が前項の規定に反し、5 年間のうちに本交付金の対象である 1 歳児の認可定員若しくは利用定員、又はその両方を減員した場合、市長は、以下の算定式により算定した額の返還を求めることができる。なお、減員の判断は月単位で行い、当該月のいずれかの日に定員が下回ったときは、当該月に減員があったものとみなす。

<算定式>

返還額＝交付額×（残存月数／60）×減員した人数

残存月数＝60－維持できた月数（1 月未満の端数は切捨てとする。）

3 市長は、災害その他事業者の責めに帰することができない事由により、交付事業者が第 1 項の認可定員及び利用定員を維持できないと認めるときは、第 1 項の義務を免除することができる。

(交付事業の変更等)

第 13 条 交付事業者は、交付事業の内容等に重大な変更が生じた場合、大阪市 1 歳児受入枠拡大促進交付金交付中止・廃止承認申請書（様式第 7 号）を市長に対し提出し承認を受けなければならない。

(交付決定の取消し)

第 14 条 市長は、交付金の交付決定をした場合において、その後の事情変更により特別の変更が生じたとき、若しくは、交付金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又はこれに基づく市長の処分に違反したときは、交付金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 前項の規定は、交付すべき交付金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第 1 項に規定する取消しを行ったときは、市長は、大阪市 1 歳児受入枠拡大促進交付金交付決定取消（全部・一部）・変更通知書（様式第 8 号）により交付事業者に通知するものとする。

（交付金の返還）

第 15 条 市長は、前条第 1 項の規定により、交付金交付決定等を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関しすでに交付金が交付されているとき、及び第 12 条第 2 項の規定により返還を求めるときは、期限を定めてその全額又は一部の返還を求め、大阪市 1 歳児受入枠拡大促進交付金支給返還命令書（様式第 9 号）により交付事業者に通知するものとする。

2 前項の通知があったときは、交付事業者は返還を求められた額を本市が定める期日までに、大阪市あて納付しなければならない。

3 前項の規定により返還を求められた交付事業者は本市が定める期日までに納付しなかったときは、税外歳入に係る延滞金及び過料に関する条例（昭和 39 年大阪市条例第 12 号）第 2 条の規定により算出した延滞金を本市に納付しなければならない。

4 前項の規定により延滞金を納付しなければならない交付事業者が返還を求められた額の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（立入検査等）

第 16 条 市長は、交付金の適正な執行を期するため、必要があると認めたときは、交付事業者に対して報告を求め、又は交付事業者の承諾を得た上で職員に当該交付事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

（交付金の額の確定等）

第 17 条 市長は、交付事業者から認可定員及び利用定員の変更申請が到着し、その手続きが完了したとき又は交付事業者が基準日以降に認可定員及び利用定員を増員したことが本市の調査で確認できたときは、必要に応じて現地調査等の実施により、適合すると

認めたときは交付すべき交付金の額を確定し、大阪市 1 歳児受入枠拡大促進交付金交付額確定通知書（様式第 10 号）により交付事業者に通知するものとする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の取扱い）

第 18 条 交付金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により本交付金に係る消費税及び地方消費税仕入れ控除税額が確定した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。なお、交付事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うものとする。また、市長は報告があった場合には、当該仕入れ控除税額の全部又は一部を納付させることがある。

（関係書類の整備）

第 19 条 交付事業者は、交付事業に係る証拠書類として、認可変更に関する書類、交付金の受領日や内容が確認できる資料を常に整備し、第 9 条第 1 項の通知を受けた日の属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

（解釈及び運用）

第 20 条 この要綱の解釈又は運用に疑義が生じたときは、市長が判断するものとする。

2 市長は、前項の判断に当たっては、本交付金の趣旨目的（第 1 条）、関係法令及び本要綱の各規定との整合性並びに公平性を踏まえて、必要な措置を決定し、判断の内容及び理由を申請者又は交付事業者に通知するものとする。

3 市長は、第 1 項の判断に当たり必要があると認めるときは、申請者又は交付事業者に対し、書面（電磁的方法を含む。）により照会し、説明又は資料の提出を求めることができる。

4 前項の照会に関し必要な事項は、市長が当該照会に係る通知において定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 6 月 23 日より施行する。